

用語の使い方

メンタルスキルやモラルアップを中心に

- 「交通事故」とは、人の死亡または負傷を伴う事故(人身事故)をさします。
 - 「第1当事者」とは、交通事故に関係した人のうち、過失がもっとも重い人をさし、過失が同程度の場合は、被害がもっとも軽い人をさします。(本資料では「加害者」と呼ぶ)
「第2当事者」とは、交通事故に関係した人のうち、過失が少ない方あるいは、過失が同程度の場合は被害の程度が重い方をさします。(本資料では「被害者」と呼ぶ)
 - 車の区分は以下の通りです。
 - ・ 四輪車(大型自動車、普通自動車、大型および小型特殊自動車)
 - ・ 二輪車
 - ～自動二輪車(大型自動二輪車および普通自動二輪車)
 - ～原付
 - ・ 軽車両
 - ～自転車
 - ～その他
-